

就学援助制度について

小・中学校に在学・就学予定の保護者の皆様へ

南九州市では、経済的な理由でお困りの保護者の方に対して、就学援助制度で学用品の購入費や学校給食に係る経費などを支援しています。

○ 認定基準について

以下の基準に該当する場合に就学援助の受給を受けることができます。

1 南九州市に住所（住民票上の住所）を有しており、南九州市立の小・中学校に在学または就学予定である児童生徒がいる方

2 世帯の状況が以下のいずれかに該当する方

- ア 生活保護を受給している
- イ 生活保護の停止または廃止となった
- ウ 市区町村民税が非課税となっている
- エ 国民年金保険料が免除または減免されている
- オ 児童扶養手当を受給している
- カ ア～オの基準には該当しないが、生活状況の悪化等により援助が必要と認められる場合



○ 援助内容・金額等について

費目名	内容	援助金額(年額)		備考
		小学校	中学校	
学用品費等	通常必要とする学用品の購入費	11,630円	22,730円	
通学用品費 (1学年を除く)	通常必要とする通学用品の購入費	2,270円	2,270円	
体育実技用具費	体育実技用品の購入費(柔道着)	—	7,650円	上限実費
新入学児童生徒 学用品費	入学にあたり通常必要とする学用品の購入費	54,060円	60,000円	
修学旅行費	修学旅行に直接係る交通費等	実費	実費	
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	校外活動に直接係る交通費等	1,600円	2,310円	上限実費
医療費	むし歯や結膜炎等の治療費	実費	実費	
学校給食費	学校給食に要した給食費	28,600円	36,300円	

※生活保護を受給されている場合、「修学旅行費」及び「医療費」について援助が行われます。
(その他の費目については、生活保護で支給されます。)

○ 申請及び支給について

1. 就学援助を希望される場合は、在学する(予定の)学校が示す提出期限までに申請書等を提出してください。
2. 就学援助の受給対象となるかの審査については、南九州市教育委員会において行い、審査結果については、6月下旬に学校を通じてお知らせします。
3. 就学援助費は、学期ごとに支給します。

○ 問合せ先

南九州市教育委員会 学校教育課
〒897-0215 南九州市川辺町平山 3234 番地
Tel.0993-56-1111